

平成27年第3回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月11日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第1号から認定第10号まで
平成26年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案
(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第 1 号 八雲町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第 6 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
議案第 7 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第 8 号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 日程第 9 議案第 9 号 平成27年度八雲町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第10号 平成27年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第11号 平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 同意第 1 号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第13 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 発議第 1 号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
- 日程第15 発議第 2 号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書
- 日程第16 発議第 3 号 「安全保障関連法案」の今国会成立に反対し、廃案を求める意見書
- 日程第17 発議第 4 号 泊原発再稼働をやめ、再生可能エネルギーの本格的普及を求める意見書
- 日程第18 発議第 5 号 子ども医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書

- 日程第 1 9 発議第 6 号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書
- 日程第 2 0 発議第 7 号 マイナンバー制度の実施中止・撤回を求める意見書
- 日程第 2 1 発議第 8 号 「消費税 10%」実施の中止を求める意見書
- 日程第 2 2 発議第 9 号 生活保護削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書
- 日程第 2 3 発議第 1 0 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 2 4 各常任委員会調査報告書
- 日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 2 6 議員派遣の件

○出席議員（15名）

- | | | | |
|-------|--------------|-------|--------|
| 1 番 | 佐藤智子君 | 2 番 | 横田喜世志君 |
| 4 番 | 岡島敬君 | 5 番 | 三澤公雄君 |
| 6 番 | 掛村和男君 | 7 番 | 田中裕君 |
| 8 番 | 赤井睦美君 | 9 番 | 牧野仁君 |
| 1 0 番 | 大久保建一君 | 1 1 番 | 宮本雅晴君 |
| 副議長 | 1 2 番 千葉隆君 | 1 3 番 | 岡田修明君 |
| | 1 4 番 黒島竹満君 | 1 5 番 | 斎藤實君 |
| 議長 | 1 6 番 能登谷正人君 | | |

○欠席議員（1名）

- 3 番 安藤辰行君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	城近眞君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長 情報政策室長 兼新幹線推進室長 総合病院建設企画課参事	吉田邦夫君
財務課長 兼収納対策室長	鈴木敏秋君	会計管理者 兼会計課長	中野勝弘君
住民生活課長	山田耕三君	保健福祉課長	三澤聡君
農林課長 併農業委員会事務局長	加藤貴久君	水産課長	横山隆久君
商工観光労政課長	岡島建夫君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
建設課長	佐藤隆雄君	公園緑地推進室長	半谷広志君
環境水道課長	馬着修一君	落部支所長	柴田幸一君
教育長	瀧澤誠君	教育委員長 社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	宮田千秋君
学校教育課長	荻本和男君	学校給食センター所長	足立直人君
体育課長	浅井敏彦君	監査委員	小栗由美子君
学校教育課参事	本庄伯幸君	総合病院管理課長	千田健悦君
総合病院事務長	齋藤眞弘君	総合病院建設企画課長	成田耕治君
総合病院医事課長	五十川厚子君	八雲消防署長	沢野治君
消防長	大泉達雄君	八雲消防署消防課長	桜井功一君
八雲消防署管理課長	大淵聡君		伊丸岡徹君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	前小屋忠信君
産業課長	田村春夫君	熊石教育事務所長	野口義人君
海洋深層水推進室長	手塚剛君	熊石国保病院事務長	桂川芳信君

○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に横田喜世志君と大久保建一君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。
本日の会議に決算特別委員会に付託をした平成26年度各会計歳入歳出決算認定に係る審査報告書が提出されております。
また、町長より人事案件1件と諮問1件が追加提出されております。
次に、各常任委員会からそれぞれ報告書が提出されております。
議会運営委員会から閉会中の継続調査の申出が提出される予定となっております。
また、議員派遣の件1件が提出されております。
本日の会議に安藤辰行議員欠席、掛村和男議員遅刻する旨の届出がございます。
以上でございます。

◎ 日程第2 認定第1号から認定第10号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 認定第1号から認定第10号まで、平成26年度各会計歳入歳出決算認定にかかる各案を一括議題といたします。
本件はかねて審査を付託しておりました、決算特別委員会からの報告書を受けて議題とするものであります。
報告書はお手元に配付のとおりであります。
決算特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
○8番（赤井睦美君） 議長。
○議長（能登谷正人君） 赤井委員長。
○8番（赤井睦美君） 決算特別委員長として補足説明をいたします。

去る9月8日の本会議で付託がありました認定第1号平成26年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定を初め、認定第10号までの各特別会計及び公営企業会計決算認定の審査にあたるため、9月8日から10日までの3日間にわたり委員会を開催いたしました。議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する委員会でありますので、その審査の経過につき

ましては省略いたしますが、精力的に審査に取り組み採決を行った結果、各会計決算につきましては、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、委員会審議を通じて委員各位から述べられました質疑・意見等について、十分にその真意を酌み取られ、今後の行政執行及び予算編成にあたって反映していただくよう強く望むものであります。

中央においては回復傾向にあった経済情勢も消費増税や円安で停滞気味であり、地方財政はますます厳しい状況であります。そのような中でも行財政改革に対する真摯な取り組みや町理事者及び職員各位の努力により、平成26年度決算での町財政の姿は、全会計の連結決算の状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率ともに適正值内を維持しておりますが、それも「単年度を見れば」の安定であり、将来を見据えた時には決して安泰とは言えず、今後に向けたさらなる取り組みが必要なことは明らかなと思います。

特に八雲総合病院においては、27年度において発覚したとは言え、町民に顔向けができない事件の数々により、失った信用を回復するためには膨大な時間と労力が必要だと思います。目の前に控えている本館棟のオープンを自分たちが変わることができるタイミングと捉えて、謙虚な気持ちで町民をはじめとする患者の皆様を受け入れ、経営を立て直すことに心血を注いでください。そして職員の皆さんが覇気を持って仕事に取り組めるような、予算がないから何もできないではなく、予算をかけなくても夢を持って仕事ができるような、そんな職場づくりを町長にはお願いしたいと思います。

最後になりますが、監査委員におかれましては例月出納検査、定期監査、及び決算審査などに対するご尽力と、これからの公会計制度改革への対応に深く感謝申し上げます。今後とも、町理事者をはじめ職員各位のたゆまぬ努力、議会における建設的な評価と審議、そして監査委員の独自の考察を加えた3者の力が正常に働くことが財政健全化と町民の幸せに繋がる町政執行を堅持することと信じ、委員長の補足説明といたします。3日間本当にお疲れ様でした。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は、議長及び監査委員である議員を除く全議員が決算特別委員であることから、これを省略いたします。

委員長の報告はいずれも原案のとおり認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 討論要求。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 認定第1号一般会計決算認定と認定第2号国民健康保険事業特別会計決算認定に反対の討論を行います。

今回の一般会計決算は税の取り立て強化や国民監視利用、個人情報流出のおそれのある社会保障税番号制度マイナンバー制度対応システムの改修事業費が含まれています。2018

年に金融機関の預金口座に個人番号を適用する改定法も、来年1月の制度開始の前に国会で可決成立しました。通知カードには個人番号と基本情報、氏名、住所、生年月日、性別の4項目が記され、住所をかえる度に新住所を書き加えることになり、役場業務の負担となります。マイナンバーは税、社会保障、災害の3分野での利用から始まり、年金、社会保障、福祉、公営住宅等の行政手続や雇用主への届け出などでマイナンバーの記入が求められます。さらに戸籍への連動、健康保険証や印鑑登録カードとの一体化、各種免許資格確認、クレジットカード機能としての利用まで拡大されようとしています。このように個人情報膨大になれば、不正利用や情報漏えいの危険が高まることは避けられません。情報の不正持ち出し等はもちろん、先の日本年金機構の事件のようにシステム上、運用上の不備を原因とした情報流出が起されれば、役場が対応の矢面に立たされることとなります。マイナンバー制度への対応は多くの問題をはらんでいます。

総合病院に対しての大幅な繰り入れは一般会計の1割に相当する額が投入されており、やむを得ないことは承知しますが、病院財政立て直しが急務であり、そのためには病院職員が働きがいを持って、生き生き働ける職場になっているか、情報共有はなされているか等、職場環境の改善が欠かせません。それによって患者環境を改善し、信頼回復に繋げ、病院収益を上げる努力で一般会計からの繰り入れを圧縮すべきです。

その他、再生可能エネルギー、自然エネルギー施策に対し未だ消極的なことと、小学校・中学校の就学援助制度において、PTA会費・学級費・クラブ活動費への拡大が検討されながらも、実施に至っていないこと。以上の理由から一般会計決算を認定することに反対いたします。

次に認定第2号の反対理由を述べます。国保税は平成23年から連続して値上げされてきており、消費税率が引き上げられ、所得は増えない中、26年度にまたしても負担増となりました。黒字決算となったのは認めますが、そもそも一般会計から繰り入れを行えば、値上げの必要は無かったわけです。今後は本年度から低所得者対策として約1,700億円、2017年度以降もさらに約1,700億円が国費として支援されますので、それらを活用し国保税引き下げの実現を図るよう求めて、反対討論を終わります。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） これまで八雲町議会は、総合病院に寛大な対応をしてきました。議論すべきことはしっかりと議論をし、その中で指摘することもしっかりと指摘し、分かっていたものと判断し、応援する気持ちも込めて、これまでの決算も認定してきましたが、今回ばかりは医師住宅関連の資料請求をした中に、これまで我々が分かっていたものと理解したことを根底から覆す院長の言葉を見つけ、成さぬ堪忍、するが堪忍と申しますけども、今回ばかりは私は認定できません。

よって、認定第9号病院事業会計には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。

まず、認定第1号平成26年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立によります。

お諮りいたします。認定第1号については委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号平成26年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立によります。

お諮りいたします。認定第2号について委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成26年度八雲町病院事業会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立によります。

お諮りいたします。認定第9号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、ただいま採決をいたしました認定第1号、認定2号及び認定第9号を除く、認定第3号から認定第8号まで及び認定第10号の7件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました認定第3号から認定第8号まで及び認定第10号の7件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第8号まで及び認定第10号の7件については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号八雲町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第1号八雲町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

概要説明3ページをお開きください。条例改正をする理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、この法律が公布されたことに伴い、10月に住民票を有する全ての方に12桁の個人番号がつけられることとなります。この個人番号に住所、氏名などの個人情報を結びつけた特定個人情報が個人を識別できる重要なものとなることから、その漏洩を防ぐためにも管理運用について、法律だけでなく地方公共団体にも適正な措置を講ずるよう求めていることから、八雲町個人情報保護条例についても、番号法に基づき改正をしようとするものであります。なお、全国の市町村でも同様の一部改正が行われることとなります。

議案書の1ページをお開きください。第2条の改正は、この条例における用語の定義について追加するものであります。第2号の特定個人情報とは、番号法でつけられる12桁の番号を含む住所、氏名など、特定の個人を識別することができる個人情報を言います。第3号の情報提供等記録とは、情報照会または情報提供をした国・都道府県または地方公共団体等の名称や日時、情報の項目を情報ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録し、一定の期間保存しなければならないとされていますが、その記録された特定個人情報を言います。現行の第2号及び第3号はそれぞれ繰り下がり、第4号及び第5号となります。第9条の改正は利用及び提供の制限で、番号法に基づき特定個人情報の取り扱いを厳格にするため、通常の利用範囲から特定個人情報を除くもので、第9条の2は特定個人情報の利用の制限で、番号法に基づき特定個人情報の利用目的以外での利用を禁止しております。第2項では、例外として個人の生命、身体または財産の安全を守るため、必要な場合に限り利用することができる規定であります。第9条の3は特定個人情報の提供の制限で、番号法に基づき特定個人情報の外部への提供については番号法第19条の各号に該当する場合を除き、禁止することについて規定しております。

2ページ目をお開きください。第14条の改正は個人に関する個人情報の開示請求で、番号法に基づき特定個人情報の開示、訂正等の請求をできるものに、法定代理人の他、本人からの委任による委任代理人も加えることについて追加しております。第21条の改正は個人情報の訂正等の請求で、番号法に基づき特定個人情報が不適切に取り扱われていることが認められる場合には、第1項で訂正の請求ができること。第2項で特定個人情報を除き中止の請求ができること。第3項では特定個人情報の利用の停止または消去、提供の停止を請求できることを規定しております。第4項は第14条第2項の準用規定であります。

3ページをお開きください。第23条の改正は訂正請求に対する決定等で、番号法に基づ

き情報提供等記録を訂正した場合には、総務大臣や他の公共団体である情報照会者、または情報提供者に対しても、その内容を通知することについて追加しております。第37条の改正は他の制度との調整で、番号法に基づき特定個人情報の開示については他の法令等による開示との調整を不用としているため、通常の個人情報の取り扱いから特定個人情報を削除するものであります。

附則第1項として、施行期日は番号法の施行日と同日の平成27年10月5日とします。ただし、情報提供等記録に関する部分は政令で定める日としております。附則第2項は八雲町債権の管理に関する条例の一部改正につきまして、第6条の滞納者に関する情報で、八雲町個人情報保護条例の一部改正に伴い、第2条第2項が第4号となったことから、引用条項の改正をするものであります。

以上、議案の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 私はこのマイナンバー制度に対しては非常に危惧を抱いております。これを国の法律だからといって実施するのではなく、中止すべきことだと思っておりますが、この情報漏えいといいますか流出というのは、少なからず起きてくると思われまます。人間、間違ふ動物ですから、ヒューマンエラーということで、そういうことが起きてくると思うんですけれども。その時の責任体制といいますか、対処の仕方については、どのようなことを予測しておられるのでしょうか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 個人情報の流出についてでございますけども。まず、第一に組織内における報告、応急対応ということで、責任ある立場の者に報告するとともに、被害拡大防止のための適切な措置を講ずるといふふうにされておりまして、その他事実を調査し、番号法違反又は番号法違反の恐れが把握できた場合には、その原因究明にあたりと。

2のその原因究明で把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。その究明した原因を踏まえて再発防止を検討し速やかに実施する。影響を受ける可能性のある本人への連絡をするということで、事案の内容に応じて二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から事実関係等について速やかに本人へ連絡し、または本人が容易に知り得る状態に置く。事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止等について速やかに公表する。行政機関等及び地方公共団体等は、番号法違反また番号法違反のおそれが発覚した場合に事実関係及び再発防止策について、重大事案の第一報とは別に出来るだけ速やかに特定個人情報保護委員会に報告するというので、政府の方からですね、そういうようなことでやりなさいということで通知が流れてきております。以上です。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 様々な対処を考慮しておられるようでありますし、こういう事例が起きることがないように努めることが大切だとは思いますが、町長としましては、このような事態も予測されると思いますので、どのようなお考えなのか町長にお伺いしたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今、佐藤議員からですね、マイナンバー制の運用に当たってですね、情報の漏えいがあった場合の対処の仕方ということでありますので。私としてはですね、やはりその場その場で最善を尽くすということで、やはり我々も情報をきちっと知り得、そして速やかにいろんな機関と協力しながら最善を尽くしたい。そういう思いでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 議案の説明文書の1ページのですね、第9条の2「実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない」とあります。その次の2項のところに、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる」という長い日本語を理解すると、何でもできるというふうに思ってしまうんですけど。これをそうじゃないんだというような、ちょっと解説を加えていただけないでしょうか。9条の2で特定個人情報を利用してはならないとなっているんですが、その下の2で何でもありのような解釈が出来る日本語になっていると思うんですけども。違うのであれば、説明をしていただきたいと思います。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 9条の2で利用の制限ということで、第2項の方に「本人の同意がある、または本人の同意を得ることが困難であるとき」ということでございますけれども、何でもできるということではないです。基本的にはですね、個人の生命や身体、または財産を守るためということでございますので、それ以外の部分にあつて、本人の同意を得ることなしに利用できるということではないということでございます。

○議長（能登谷正人君） いいですか。他にございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） ここ一両日の議論で、消費税に絡めた問題がマイナンバーの制度

にかかってきていますけども。その時にいろんな識者がですね、情報漏えいの心配をまた口々に言っています。というのは、端末も含めていろんな所でそういうものを扱うからって言っているんですけども。個人情報が出たときの被害というのは、八雲町の方で補償する形になるんでしょうか。被害があった場合というのはどういうふうになるんでしょうか。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） ただ今のご質問のですね、消費税絡みの利用の関係については、まだ我々市町村にはですね、そういった情報が全く流れてきておりませんので、新聞等で発表されている内容等でしか知り得ておりませんので。その辺の被害といいますか、その補償等の問題についてもですね、今後国からどういった形で制度化されて情報が流れてくるのか、その辺は推移を見守りながら町として対応してまいりたいというふうに考えています。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） それでは、現行、今上程されていることで想定される範囲内で、情報が漏れた時に何か自治体は責任を負わなきゃいけないのか。その辺のところはどういうふうになっているんでしょうか。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 現状でそういった被害があった場合に、自治体に瑕疵があったのかどうか、そういう情報漏えいの状況がどういった形で生じたのかという原因にもよってくるし、サイバー攻撃のように意図的にその情報を取るといった行為等によると思いますが。自治体が本当に管理上の瑕疵があればですね、国家賠償法等のそういった法律に基づいて、賠償をしなきゃいけないという事案も出てくるだろうし。現段階で国の方からですね、その辺の事案の対処の仕方といいますか、そういった通知というか、方法については特段流れてきていないものですから。そういったことになろうかなというふうに現時点では想定しております。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 導入した場合のリスクというか、漏えいも含めて議論になっておりました。ハッカーとかいて、その時には完全なものであろうということで導入するんでしょうけれども、なかなかそこにはリスクが伴うという指摘もあります。そういった議論は先ほど来、各議員さんがしていますけども。逆にですね、自治体がこの条例を可決しないで、マイナンバー制度はノーと言った時に、導入しませんよと言った時に、自治体や個人がですね、どんな不利益を被るのか。どんな不都合があるのか。また、どんな不便性が

あるのかをお聞きいたします。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） このマイナンバー制度の導入の目的というのが3つございまして。手続が正確で速くなるという、行政の効率化というメリットですね。それと面倒な手続が簡単に出来る、申請時に課税証明書等の添付書類の省略といったことがあります。また、給付等の不正受給の防止ということで、公正公平な社会の実現を目指すということで、行政サービスの受給状況を把握しやすくなるということで、不正に逃れたり、給付を不正に受けとったりすることを防止することができるなどといった、こういう大きな3つのメリットになっておりますので。それらが住民にとってですね、マイナス要素に働いてくるのかなというふうに思います。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今の答えに対して、ちょっと疑問があつて。今の行政側の都合だけっていうふうに私、聞こえました。住民に関して、誰かそれで困っていますか。そういう法案を例えばね私思うのは、これを使って税逃れをしているような人だとか、それから従来、紙での手続というものの不便さも確かにありますでしょうが、それよりも問題なのは、このナンバーに記された個人情報漏れることの方が重大だと思います。それに対して先ほど来の答えでいけば、補償内容、それに例えば漏れた時の対処の方法がまだ定かでないものに対して、条例を決めていくということの方が私はおかしいと思いますが、その辺は見解ありますか。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） この自治体の対応につきましては、番号法という法律に基づいて我々自治体がですね、国からそういった条例改正をして、適切に対応なさいということでやっております。で、先ほど行政側のメリットばかりでないかというお話ですけども、住民にとってもそういった手続きの簡素化ということからすればですね、例えば所得証明わざわざ役場に取りにこなきゃいけないとか、ハローワークの手続きでも、行ったり来たりして書類を集めるということが必要になったりするわけですから。それが1箇所で済むと、関係機関の間で役所間で情報のやりとりができるということでございますので。そういった住民のメリットもあるということで、行政側の都合ばかりで制定しているこの制度ではないというふうに捉えてございます。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） マイナンバー制度なんですけれどね、今前段の議員さんとのやり

とりの中で、まだ分からないっていうふうな答弁きているんですけどもね。実は私、昨日議会都合あって休んだんですけども。で、ある会議でマイナンバー制度盛んにしているんですよ。で、行政がこの条例に基づいて動こうとしているのに、まだ詳細のことについては分かりませんという答弁は、私はあり得ないと思うんですよ。今これから商工会だとか産業団体ごとに説明するらしいんですけども。私も1回の説明だけでも、何がなんだか分かんない中で会議終わったんですけどもね。やはりこういう条例等々を議会に提出する場合は、徹底したやっぱり知識をもってですね、やらないと。後々混乱しますよ。ということがまず1点と。これマイナンバー制度、半ば強制ですよ。で、制度がスタートすると。そうするとこの短時間で、行政としての窓口で対応しなきゃならないですよ。半端なエネルギーでないと思うんですよ。そして制度が施行される中で100%マイナンバーに切り替えましたよと。で、ゴーサインということになる。私はこういう制度を施行するに当たり、100%住民に徹底するという手法は馴染まないと思うんですね。で、残されると。8割から9割の人よりできなかったと。だから残された人方、例えば高齢者の方々、失礼な言い方ですけども字の書けない人とかって、いろんな背景の町民の方々がおりますよね。そうした場合、これ半ばもう強制的に進めていかないとないと思うんですけども、その辺の体制づくりについて、どのような見解をお持ちでしょうかお聞かせ願いたいと同時に、新しい制度ですから、いつを目としてやろうとしているのか。最終年度ありますよね。で、ゴーサインで制度が進行していくということだと思うんですよ。それと3ページのね、附則の実施期日が10月の5日っていう背景というのかな、これもうやるということになれば10月の1日でもいいんじゃないのかなと思いますけど。5日ずれたという背景は何か、どのように我々理解しておいた方がいいんでしょうか。以上であります。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） まず1点目のですね、先が決まってないのにやるのかみたいな話だったんですけども、先ほどの答えた内容は賠償というか、漏えいがされた時の被害がどうなのかというお話の時に、その漏えいの状態が分からない中で被害が云々という事の対応がですね、明確に言えることではないのかなということで、そういった被害に対する部分が不明確な答弁になったというふうに捉えていただければというふうに思います。番号制度そのものの運用というか、これから制度を進めていく中で不明確ということではないというふうに捉えております。

また、短時間でこの制度の運用をしていくということで、住民に浸透していくのかということだというふうに思うんですけども。あくまでも申請等の手続きに番号が利用されていくということで、字が書けるとか、書けないとかですね、高齢者が窓口で困るということではないのかなと。ある申請の行為の時にその個人番号を明記していただくと、番号を提示していただくということで、その行政間のやりとりの一部が簡素化されるということになりますので。そういった通知される番号カードのですね、保管を大切にさせていただいて、必ずその番号カードの交付を受けるというものではございませんので。身分証明書

等々に使われることは、申請しているんな部分で使えるんですけども、特に必要がない方はカードの交付を受けなくてもよろしいと。カードの番号をですね、的確に管理して必要な時に提示をしていただくということになるかというふうに思います。

それから、スケジュールでございますけれども、今回10月5日以降にですね、番号カードの通知がなされるということと、来年、年明けた1月からですね、番号の利用開始ということで、利用が可能になるということで、それから番号カードの交付が1月から始まるということになります。それから再来年、29年度の1月からは個人ごとのポータルサイトということで、「マイナポータル」という運用が開始される予定になっています。要はマイナンバーを含む自分の情報が、いつどこで誰が提供したのかということを確認できるということになっております。それから我々、地方公共団体が情報連携を開始して使えるのが29年の7月ということになっていきますので、実際行政間のやりとりが始まるのが29年の7月という予定になってございます。

また、10月5日から半端な日にちというお話だったと思うんですけども、これは番号法の施行期日が10月5日ということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 分かりました。明快に言えなかったという答弁あるんですけども。私は応じてこういう条例等々を議会に提出する場合は、やっぱり徹底した知識をもって挑んでもらいたいというふうなことを申し伝えておきます。それと今、答弁の中で29年ですから、まだ若干時間ありますから、お互いの説明会これからいろんな場面でたくさんされると思うんですけども。今、答弁の中で、カードの交付は受け付けなくても良いという答弁してきているんですけども。しないばしなくてもいいんですかこのカードは。あくまでも本人の自由、裁量権に任せているの。そうすると条例に基づいてやらなくても良い案件でないのかなと思うんですけど。その辺どのような、我々理解しておけばいいんでしょうか。これは若干まだ時間ありますから、お互いに私も分からないで今聞いているんです。だからもうちょっと時間ありますから、これらのことについてはまたの機会にしたいと思っております。今、私が言ったことをちょっと答弁していただけないでしょうか。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） マイナンバーカードの件ですけども、10月以降に各個人あてに通知カードというカードが送付されます。その通知カードには当然個人番号が記載されています。で、その通知カードと申請書が同封されますけれども、その申請書を返送することによって、個人番号カードの本体というんですか、それが交付されるということで。それは申請によって交付されるということで、個人番号自体の通知カードで済む方は、通知カードだけを所持して番号を管理していただければよろしいかと思っております。それと個人番号カードにつきましては、電子署名とかそういう機能が付加されますので、そのような形で利用できるというのと、また個人番号カードは写真が付きましますので、身分証明書と

しても利用できる。通知カードは、身分証明書としては写真がありませんので使えないという状況で、それぞれ申請により個人番号カードは発行するという事になってございます。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 理解はできないんですけど。ただ、私今質問したら、萬谷課長と住民生活課長から。窓口は総務課長でないでしょうかこれ。我々が聞いたらみんなから来る、各課長連中から来るの。そういう問題でないと思うんです。だから質問する方も混乱しちゃう。窓口は総務課長だと思うんです、私。いや、答弁はいりませんが。やっぱりそういうスタンスでいかないと、こっちの方がかえって混乱しちゃう。まあ、お互いに勉強しましょう。私も勉強させていただきます。まあ、いいです、答弁。

失礼な事、言ったでしょうか私。

○議長（能登谷正人君） 答弁は良いですね。答弁あります。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 総務課の方ではですね、個人情報保護条例の一部改正と、そういう条例関係の整備をする担当でございます。マイナンバーの方の部分についての本幹は行革推進室がやっていますし、カードを交付するのは住民生活課の方で受けますし、それぞれ役割分担を決めているということでございます。ということで、それぞれの課長がですね、それぞれ責任を持って答弁しているということでございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 討論要求。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 議案第1号個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対する討論を行います。本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が基となっており、国民すべてにつけられる12桁の個人番号に住所、氏名等の個人情報を結びつけたものを特定個人情報と呼びますが、その個人を識別できる重要な情報の漏えいを防ぐために、管理運用について地方公共団体にも適正な措置を講ずるよう求められているための、そのことによる条例改正だとは思いますが。

しかし、番号法を施行することこそが、アメリカなど外国の事例にあるように情報漏えいやなりすましによる犯罪の温床をつくることや国民監視統制の手段となりうることから、

この法律に基づいた条例改正には賛成できません。以上の理由をもって反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ありませんね。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号八雲町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第2号八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について説明させていただきます。

概要説明5ページをお開きください。条例制定の背景と必要性であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、住民票を有する全ての方に12桁の番号をつけ、国や都道府県、市町村など複数の機関が保有する個人情報を正確に連携させることにより、国民の利便性を高め、行政事務の効率化を図ることを目的としております。しかしこの番号法では国や都道府県、市町村など他の行政機関との八雲町の情報の連携を可能とするよう定めておりますが、八雲町の役場内のそれぞれの課で個人番号を利用したり、情報の連携を可能とさせるためには新たに条例を制定する必要があります。これは全国の市町村の全てがこのような条例を定めることとなります。

議案書の5ページをお開きください。第1条はこの条例の趣旨であります。役場内のそれぞれの課で番号を利用して、特定個人情報の授受を行うための連携に関し、必要な事項を定めるものであります。第2条はこの条例における用語の定義であります。第1号の個人情報とは、氏名、生年月日など特定の個人を識別できる情報を言います。第2号の個人

番号とは、12桁の番号で個人を識別するために指定された番号を言います。第3号の特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報を言います。第4の個人番号利用事務実施者とは、個人番号利用事務を処理する者及び委託を受けた者を言います。第5号の情報提供ネットワークシステムとは、行政機関の使用に係る電子計算機を相互に電子通信回線で接続をした電子情報処理組織であって、その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われるシステムを言います。第3条は町の責務を定めております。個人番号は個人認識性が高いため、通常の個人情報よりもさらに厳格な管理を必要とすることから、特定個人情報の適正な取り扱いの重要性を考えた場合、実施機関の責務として適正な取り扱いに必要な措置を講ずることを規定しています。第4条は個人番号の利用範囲を定めております。第1項では番号法が国、都道府県または他の地方公共団体との個人番号を利用した事務に係る特定個人情報の提供について規定されていますが、役場内のそれぞれの課で特定個人情報の授受については条例で規定する必要があることから、規定するものであります。また、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができる場合は特定情報ネットワークシステムから取得すべきことを定めています。第2項では個人番号を利用することにより、各種行政手続における添付書類を削減し手続の簡素化を図るとともに、役場内のそれぞれの課の連携により特定個人情報を授受出来る場合には、他の条例で義務付けられている書類の提出を省略することを定めています。第5条は委任で、この条例の施行に関し、必要な事項が出てきた場合に町長が別に定めることとしております。

附則として個人番号の利用が平成28年1月から開始されることから、施行日を平成28年1月1日とします。

以上、簡単ではありますが、議案の説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） すみません、私ね、失礼な聞き方したんです先ほどね。ということは、昨日の説明では法人、マイナンバー制度を導入することによって、法人がどういう対応するかという説明会だったの。今、個人ですよ。だから私、失礼な事聞いたなと思って深く反省しているんです。そこでね、先ほどの課長の答弁では、窓口はうちで、そして条例等々については総務なんだけれども、運用については各セクションでやらせますよという答弁来たんですけども。この条例等々を制定するということになると、私はある程度総務で把握しておかないと、バラバラになっていく可能性が、そういう危惧するんですよ。前の課長、山形課長と別に比較するわけでもないんですけども。やはりねえ、総務課できちっとしたある程度の方向性を打ち出して、そして運用は各セクションにお任せしますよということで、やっぱりここはね、総務できちっとしたものを持っていかないと混

乱のもとになると思いますので、その辺工夫していただけないでしょうか。こうやれっ
こととなく、工夫してこの導入について対応した方が私はベターかなと思うんですけれど
も、いかがでしょう。私の言い方、間違ってますでしょうか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 当然、総務の方でもですね、この条例を作るに当たっては番
号法のことについては係含めましてですね、みんなでいろいろ検討というか、条例を作る
に当たって検討、勉強をしてございます。ただ、番号法の部分というのは全体に行き渡る
ものですから、その中でその中心となるのは行革の方だということに決めておりますの
で。それで、それぞれの課がそれぞれの役割を分担するというふうに組織内で決めてい
るということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） これは庁内で必要な条例を新しく制定するということですが、
その必要だからということですが、庁内でその情報が行き来するということになると、相
当守秘義務を徹底しなければならないと思うんですよね。その辺の研修というか教育とい
うか、そういうのはこれから予定されているんでしょうか。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） これまでも番号法の導入にあたって職員にです
ね、この制度をきちんと理解していただくということもひっくるめてですね、担当部署もひ
っくるめて3回ほど職員のそういった関係者の説明会をやってございます。当然、今後にお
いてもですね、システムの運用等ございますので、必要に応じて研修会等をですね、実施
していきたいというふうに考えてございます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 人の口に戸は立てられないと申しますから、大変厳しいことにな
るのではないかなと思うんですね。トラブルがあったりした時に多岐に渡って調査をし
たり、聞き取りしたりとかって、そういう事態も出てくると思われます。よっぽど覚悟がな
いとならないものだと思いますので、中止した方がいいと思いますけどどうですか。言っ
てもしょうがない事。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 先ほど来、何度もですね言っていますけれども、番号法の方
で地方自治体の責務ということで、推進して適切にやりなさいというふうに言われている
ものですから。町としては進めていかざるを得ないというふうに思っていますし、役場職

員自体もう既に守秘義務はありますので。それをさらに、この番号法が出来ることによってさらにですね、研修会等を開いて高めていきたいというふうに考えております。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） この条例は役場内での情報の連携を可能とさせるというか、より利便性、番号法を導入したことによってっていう事だというふうに理解して。具体的にどれくらい利便性が上がるのかなということで、ちょっとお聞きしますけども。例えば、税情報等で滞納を含めていろんな情報を持っている。で、他の課でその情報を利用すれば良かったのについていう事案がこれまでもあったんだけど、悪質滞納以外は情報の共有がなされていない現実があってね、ということがあったんですけど。この条例が入ると、その特定個人情報というのほどこまでの範囲かちょっと、自分が不勉強であれですけどもね、今よりも、ここ最近の行政の中で情報の共有の部分で、課を越えた情報をもっと便利になるって考えていいんですか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 番号法に伴ってですね、番号法でこれこれは出来ますよというものが一覧表になって出ていますので。例えば町営住宅に入居するときに所得証明をつけなさいということも番号法で対応出来るという、要するに所得情報が必要な部分については、番号法の提示を受けると所得証明はいらなくなるとか、そういうような利便性はあると思います。それぞれの課にですね、それぞれそういう所得の情報を掴むということで、町民から所得証明をとったり、あるいは承諾書ももらって調べに行っているというのをやるというようなことで運用しておりますけれども。それは番号法で提示していただけるということで、それが可能になるということもあります。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） そういう範囲ですか。例えばね、水道料金を滞納された方の居場所が分からなくなって調べようと思っても水道料金ではそこまでのことができない。一方で下水道料金では税と同じ扱いになる債権なので出来るから、両方で滞納者が滞納してる場合は居所を追うことができるが、現行では水道料金の滞納だけではできないという事例があると思うんですが。この条例を入れると税の方の持っているいろんな情報を、今言った水道課の範囲では水道料金と下水道料金がダブルでいた場合、居所を追えるんですが、水道料金だけの滞納者であっても税の部門で持っている情報を活用して、居所を追うことができるっていうことも出来るようになりますか。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） マイナンバー法ではですね、社会保障・税、その3つの分野でしか活用できないということが法律で定まっていますので、そういった水道

だとかそういう部分には使えないということになります。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。これで3回ですので、まとめてやってください。

○5番（三澤公雄君） すごく今回、マイナンバー法という重たい条例を認めて、それに基づく地方自治体の中でもいろいろ情報が使えるよっていうふうになると。よくよく今みたい聞いてみないと、全てが良くなるように思うんですが、まだまだ必要な措置が、情報の共有でね、行政を推進させる上で有るということが分かったんで。これだけに頼らずです、行政遂行する上で必要と思われる各課の中での情報の共有は、進めていってほしいと思います。これはこれとして、これで全てが足りるんじゃないってことが、私は分かったように思うんですけども。そういう認識でいいですか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） それぞれ情報の共有は大切だと思いますけども、それぞれの縛りもありますので。そういう縛りを確認しながらですね、情報は共有出来るものであれば、そういうことで進めていくようなふうにしたらいかなというふうには思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今のお答え中で、それぞれの情報の必要とするところという話なんです。例えば担当課で必要と、ペーパーレスにするために必要な情報しか見られないっていうことでいいんですか。例えばその端末でその番号を打ち込むことによって、その個人のいろいろな情報、その課では必要ないけどもっていう情報が見れる状態であれば、その番号を例えば端末の管理、それからそれを見る人の管理とか大変になると思うんですけども。その部分は担当課のみしかその必要な情報しか見られないのであれば、まだいいんですけど。そうでないって部分の確証がありますか。

○情報政策室長（吉田邦夫君） 議長、情報政策室長。

○議長（能登谷正人君） 情報政策室長。

○情報政策室長（吉田邦夫君） 委員ご心配の端末から関係のない部署の仕事のもの、特にマイナンバー以前の問題で、今現在もですが他課の仕事というのが見えないようになってございます。で、端末機にログインする時に各個人が誰だと特定できるように、ログイン用のIDとパスワードを設定してございますし、その履歴も全部把握するようになってございます。それで、全然関係のない部署の部分閲覧したとなると履歴も当然残りますし、最もシステマ的に他課の部分は見えないような設定で縛りをかけてシステム設計してございます。それはマイナンバーについても同様でございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 討論要求。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 議案第2号に関して反対をいたします。

この条例は、番号法では八雲町が八雲町以外の他の行政機関との情報連携が出来ることを定めていますが、それだけでは町内部での個人番号を利用した情報連携ができないために、新たに制定しようとするものであります。議案第1号と同様に、元になる番号法自体が多くの問題を抱えている法律であることから、それをもとにした条例制定には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時36分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第3号八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 6 ページであります。併せて概要説明書 6 ページ別紙 3 をご覧ください。この度の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町民へ 10 月以降に交付される個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を追加するとともに、これまで利用されてきた住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。平成 27 年 10 月 5 日以降に交付される通知カード及び平成 28 年 1 月 1 日以降、申請により交付される個人番号カードの初回の交付につきましては国の負担となっているため、再交付の場合のみの手数料の設定となっております。また、住民基本台帳カードの交付及び再交付は本年 12 月までの取り扱いとなっております。

第 1 条は別表中の第 33 項として、個人番号通知カードの再交付に係る手数料 1 件につき 500 円と定め、以下の項を繰り下げるものであります。第 2 条は別表中の第 34 項を個人番号カードの再交付に係る手数料 1 件につき 800 円に改め、第 35 項の住民基本台帳カードの再交付に係る手数料を削り、以下の項を繰り上げるものであります。それぞれの金額については国から示された金額としております。

附則として第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、議案第 3 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 個人番号通知カード並びに個人番号カードですけども、住所変更をしないままだった場合に、いろいろな手続をするのに使用した場合はですね、申請したものが受理されないという形になりますか。申請の際に役所の方が住所を書き込んだりっていう、そういう必要があると思いますけども。その時には住民票も作り直さなければならぬとか、そういう煩雑なことになると思いますけども。住所の変更をずっとしないで、そのカードを持ち歩いている場合はどういうふうな。必然的にカードが送られてきて、それは通知カードを受け取りますよね、各個人が。で、その後で住所をいろいろ移った場合に、それを面倒くさいからやらないとなった時には、その個人に連絡が行くんですか。そういうの考えたことありますか。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 基本的に住所を変更する場合は、届け出をして住所変更するという形になりますので。住所変更をしないで過ごすということは、それぞれ生活に支障を来すのかなというふうに考えますので。住所変更の際に個人番号カードにも変更の表示をするということになるかと思っております。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。納得ですか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑に終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1番(佐藤智子君) 討論要求。

○議長(能登谷正人君) 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○1番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○1番(佐藤智子君) 議案第3号八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例に対し議案1号、2号と同様の理由により反対いたします。以上です。

○議長(能登谷正人君) 次に原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 次に原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第6 議案第4号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院建設企画課長(沢野 治君) 議長、総合病院建設企画課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院建設企画課長。

○総合病院建設企画課長(沢野 治君) それでは議案第4号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書8ページをお願いいたします。本条例は、現在耐震化を進めている八雲総合病院のベッド数について、現在の一般病床214床を203床に改正するものでございます。これは、耐震化工事に充当される医療施設耐震化臨時特例交付金の交付要件に当該施設に係る病床数の10%の削減が求められていることから、旧本館棟107床の10%に当たる11床を削減するものでございます。

なお、この新棟の稼働を本年12月1日に予定をしておりますことから、附則としまして、この条例を平成27年12月1日から施行するとしてございます。

以上、簡単ではありますが、条例改正の説明とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第5号から議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第5号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第6号北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び議案第7号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての3件は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第5号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、議案第6号北海道市町村総合事務組合理約の一部変更について、議案第7号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更について、一括で説明させていただきます。

本件は前述の3つの組合の規約の変更について協議するため、地方自治法286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。この度の規約変更につきましては、平成27年3月31日付で道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が解散、また平成28年3月31日付けで西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合が解散により、本組合から脱退することとなったことから、団体名を削除し、さらに十勝広域消防事務組合が総務大臣の許可の日から加入することとなったので、新たに加えるものであります。

なお、北海道市町村職員退職手当組合では、変更後の規約は左横書きに改められます。また、北海道市町村総合事務組合では、別表第2の1から7の項の共同処理する団体欄中、池北三町行政事務組合の消防団員事務廃止と西十勝消防組合、北十勝消防組合、東十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合の4組合の解散に伴い、前述の組合を削り、構成町村である音更町以下18町村を加えます。

さらに北海道町村議会議員公務災害補償等組合では、第1条の文言整理をいたします。

附則として、施行期日は総務大臣の許可の日からとしています。ただし、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上、簡単ではありますが、議案の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） まことに申しわけありません。今回のこれは字句等の変更であるんですけども、附則の2に相当古い時代のもも書き直すんだということが察しられることがあるんで、ちょっとお聞きしたいことがあるんですが。退職手当という定義は当時も今も変わってないんでしょうか。というのは、退職手当というのはこれまでの働きを鑑み、手当としてそれ相当のお疲れ様でしたという気持ちを込めた、いわゆる手当であるのか。一方でですね、以前、この議場において総務課長の立場のお方からお聞きした言葉で、退職手当というのは賃金の未払い分だという言葉、僕は本当に議員になりたての頃にお聞きして、そのことがいつまでもこの退職手当という言葉についてはね、疑問に残っていたんですよ。だから今現在において、その定義というものをどういうふうになっているのかということ、ちょっと無理くりなんですけど聞いてみたいと思ひまして。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 大変、不勉強でよく分からないものですから。後日、お知らせしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） これを聞く背景をちょっとお話しします。例えば、長い勤務を経たけども、後半に当たって非常に取り返しのつかない、または多く迷惑をかけたというような事をして、周りからそういう方に退職金を払うのかというような指摘をされるような場合であっても、往々にして、例えば先ほど申しました賃金の未払い分という解釈だったら堂々と払っていきますよね。でも社会的、いろんな見方をした時にそれはおかしいって、例えば手当という発想であれば、そこにある程度、支給に関して何がしかの制限がかかるという発想が入ると思うんですけども。僕は未払いの賃金という言葉を使うことが根底にあるのであればね、これからもいろんな世間的なこういった市町村職員の働きの過程において、言葉をあえて言えば、見るに堪えない非常な不始末をした場合でもね、まあその時は確かに処分で懲戒免職って明確にそういう言葉があれば、退職金にもそれ相応の手は加えられると思うんですけども。そういう、ちょっと疑問がずっとあったんでお聞きしまし

た。いろいろ調べた上で後日、また見解を聞きたいと思います。そういう背景で質問させていただきました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに議案第5号から議案第7号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号から議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第8号土地改良事業（災害復旧）の施行についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 議案第8号災害復旧に係る土地改良事業の施行についてご説明いたします。

議案書は12ページをお開き願いたいと思います。本件につきましては、本年4月3日に発生した豪雨による被災した道路及び農業施設2箇所の復旧に係るものであります。7月14日に実施された災害査定において申請が認められたことから、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第88条第1項の規定に基づき、災害復旧事業を施行するものであります。なお、土地改良事業96条の4第1項は、市町村が行う土地改良事業について、当該市町村の議会の議決を要する旨の規定であります。第88条第1項は災害のため、緊急に行わなければならない農用地または土地改良施設の災害復旧の規定についてであります。施行地区については議案書記載のとおりであります。野田生1、野田生2、山崎の3地区でありまして、道路延長については163メートル、水路延長については105メートルの施行であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時10分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

日程に入る前に、総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 三澤議員さんの退職手当の定義の関係についてでございますけれども、退職手当組合の方で手引を出しております、そちらに公務員の退職手当の性格というのが書いてございます。公務員の退職手当の性格としては3つの要素がありまして、1つは在職中の功績に対する報償としての勤続報償、2つ目は在職中に受け取るべきであった賃金部分を退職に際して受け取る賃金後払い、3つ目には退職後の生活を保障するために支払われる給付であるというふうに記載されております。

また、それらの制度の仕組みの他にもですね、判例も出ておりまして、それらを総合すると、やはりこの3つの性格をそれぞれ有していて、これらの要素が不可分に混合しているものであるというふうに書いておりまして、基本的には職員が長期間勤務して退職する場合の勤続報償としての要素が強いものと理解することが適当であるというふうになっております。以上です。

◎日程第9 議案第9号

○議長（能登谷正人君） それでは日程第9 議案第9号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第9号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第7号）に

ついて説明いたします。

議案書 13 ページであります。この度の補正は歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれに 4,549 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 133 億 2,256 万 9,000 円にしようとするものであり、番号法に伴う事務の他、7 の事務事業の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明します。議案書の 21 ページであります。2 款総務費、1 項総務管理費、13 目災害対策費、16 節原材料費 56 万 8,000 円の追加は、町と熊石地域の町内会との協働による避難路の整備・補修において町が負担する材料費について、今年度計画に対し現行予算では不足する額を補正しようとするものであります。15 目電算業務費 1,252 万円の追加は、社会保障税番号制度の対応に向けて各種システムの改修費を一括予算計上していたところであり、健康管理システムにおいて、既存のシステムが八雲町独自の改修が多かったことから、その改修に多額な経費を要することが判明し、改めて新たなシステムへ移行改修の方がより安価にすむことから、それによってもなお不足する額について 13 節システム改修業務委託料 820 万円とし、補正しようとするものであります。また、既存のシステムを国のシステムに接続する上で、よりセキュリティーの向上をするよう国から通知があったことから、それに対応すべく 13 節ネットワーク統合業務委託料 337 万円、18 節ネットワーク機器購入費 95 万円を補正しようとするものであります。3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 682 万 4,000 円の追加は、平成 27 年 10 月 5 日の番号法の施行に向けて、個人番号通知カード及び個人番号カードの交付における経費について国から内示がありましたので、補正し対応しようとするものであり、3 節職員手当等から 12 節役務費までは通知送付先及び申請受け付け等に係る事務費の計上で、19 節負担金補助及び交付金 625 万 8,000 円は通知カード及び個人番号カードの作成郵送の事務を全国一律に実施する地方公共団体情報システム機構への負担金の計上であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目環境衛生費、19 節負担金補助及び交付金 7 万 8,000 円の追加は、山崎地区の農業者による共同給水利用組合が所有する水道施設において、この春の降雨等により補修が必要となったことから、その経費の 2 分の 1 相当を補助しようとするものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、6 目農地費、15 節工事請負費 207 万 9,000 円の追加は、道道八雲厚沢部線を横断する落部入沢地区の用排水路横断管が老朽化により改修を要することが判明し、このまま放置すれば陥没し、道路通行に著しく支障をきたす、しいては事故に繋がりがねないことから、予算を補正し早急に改修しようとするものであります。

議案書 23 ページになります。6 款農林水産業費、3 項水産業費、4 目漁業構造改善事業費、19 節負担金補助及び交付金 373 万 4,000 円の追加は、北海道が今年度日本海地域の漁業振興を推進するため、日本海漁業振興緊急対策事業を立ち上げ、各地域の特性に応じた施策に支援することとなり、熊石地域においては漁協として漁業者グループによるホッケの海中飼育養殖の規模拡大を図るべく、道へ協議していたところ、このほどその計画が認められましたので、予算補正し施設の増設を行おうとするものであります。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、4 目道路新設改良費 530 万円の追加は、現在八雲総合病院が工事をしております本館棟改築工事ではありますが、施設の完成後、正面玄関の位置が変わり、それに接続する町道の整備が課題となっていることから、その整備に向けて 13 節町道東雲幹線の測量設計業務委託料の計上であります。

11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、1 目現年度災害復旧費 1,135 万 7,000 円の追加は、4 月 3 日の豪雨により被災を受けた農業用施設において、国の災害復旧事業の適用を要望していた施設について、7 月 15 日国の査定が終了し、その工事内容が確定されたことから予算補正し復旧工事を施行しようとするものであります。復旧工事の概要は概要説明書 7 ページ下段の表のとおりで、山崎地区の排水路、野田生地区の幹線水路の復旧工事で 10 月から 12 月にかけて工事を施行しようとするものであります。復旧工事費の計は 1,070 万円であり、15 節工事請負費に計上しようとするものであります。加えて国の災害復旧事業の適用とならない施設の復旧については、現行の農業費予算で対応してきたところではありますが、現行農業費予算の執行に支障が生じたので、その相当額の一部 65 万 7,000 円を 11 節需用費に修繕料として補正し、振替の上、対応しようとするものであります。13 款諸支出金、1 項諸費、2 目還付金及び返納金 303 万 6,000 円の追加は、平成 26 年度の障がい者自立支援給付費、障がい者医療費に係る国、道からの負担金について、このほど精算手続により返還が確定したことから、説明欄に記載のとおり補正しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は 4,549 万 6,000 円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書の 19 ページになります。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 682 万 4,000 円の追加は、歳出で説明しました個人番号カード交付に係る事業費及び事務費に対する補助金で、歳出と同額であります。15 款道支出金、2 項道補助金、5 目農林水産業費道補助金 248 万 9,000 円の追加は、歳出で説明しましたホッケ増養殖施設整備事業に対する道の日本海漁業振興緊急対策事業補助金で、補助対象経費の 2 分の 1 相当額であります。9 目災害復旧費道補助金 695 万 5,000 円の追加は、歳出で説明しました農業用施設災害復旧事業に対する国の補助金で、補助対象経費の 65% 相当額であります。19 款、1 項、1 目繰越金 2,092 万 8,000 円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。21 款、1 項町債、4 目土木費 500 万円の追加は、町道東雲幹線の測量設計業務委託料に対応するものであります。7 目災害復旧事業債 330 万円の追加は、農業用施設災害復旧事業に対応するものであります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 4,549 万 6,000 円の追加であります。

次に、地方債の補正であります。議案書 16 ページになります。第 2 表地方債の補正は、町道整備事業を 500 万円追加し 780 万円に、現年度発生補助災害復旧事業を 330 万円を追加し 2,170 万円に変更しようとするものであります。

以上で議案第 9 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 7 号）の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 21ページの2款総務費、15目電算業務費1,252万。この補正額は一般財源から出ておりますけれども、これに対する交付税の裏打ちというものはあるのかなのかというのとですね、交付される目途というのはいつ頃なのかをお伺いいたします。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） この社会保障税番号制度対応にかかる経費については、当初予算の方で国からの基準額として補助金を盛り込んでおります。で、今回追加する分についてはですね、国の方で補助金を今検討中ということになりますから、その考え方がまだ定められていませんので、全額一般財源で計上しております。それで、これにかかわっての交付税でありますけれども、基本的に特別交付税で今要望をしております。あくまでも先ほど申しました国の基準に比べて町として超過負担というような部分に係るものですから。特別交付税として今要望をすると。特別交付税ですから、基本的に12月、3月交付であります。このような事案については3月交付分ということになるかと思えます。しかしながら、特別交付税として要望はしつつも約束されたものでありませんので、結果的にこれにかかわっていくら特別交付税増額しましたという内容も、通常は国、道はしませんので。こちら側としては計り知れないわけですが、そういうような事務の申請なり努力はしているところであります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 22ページの中で、今回の個人番号カード関連についてですね、通知カードというふうな表現されてきているんですけども。そうして条例の中では先ほどやった案件ですけども、個人番号通知カードの再交付にかかわる手数料という表現されているんですね。そうすると当然、こっちの議案書の中に通知カードという単独で来ているものですから、ちょっと整合性がとれないのかなと思っているんですけども。これは個人番号をつくってくださいという事前の通知カードなのか。この辺の流れについて、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

それと、ホッケ増殖施設整備補助金について。この案件は総務の委員会に出てきて、総務の委員会としては産業振興、漁業振興を図るということで全会一致で承認したんですよ。日本海の漁業衰退の一途をたどっているから、いろんな取り組みをしようやということで、全会一致で予算づけをしたわけなんですけど。そしてこの委員会が終了後、ある方が私のところに来たんですね。で、田中さん知っていますかって。いや、どういうことって言ったら、今までやってきた人が補助金がなくなるから辞めたんだよと。どこかからの補助金が入ってきてホッケの増、何基かやっていた個人の方がいるらしいんです。で、そ

の方が辞めて、新たに2基を今度養殖部会の方でやるということなんだよ。田中さん、個人でやって駄目だったら他の団体がやったって駄目でしようっていうことを言われたんですよね。で、まったく私そういう説明も委員会等々でされてなかったもんですからね。その方については、私二の口開けなかったんですけども。私その事実が本当なのかどうか、それによっては全然議論が、今度違う方向に行っちゃうんですよね。我々委員会で取り扱ったことが個人でやって駄目なもの、養殖部会にやらせたって駄目でしょうという、私そういう認識を持つんですよね。この辺の事情について今一度、委員会でやれなかった、まあ本会議で本来ならばやるべき事ではなかったんだらうけど。ちょっとそういうふうなことを言ってくれた人いたものですから、その事実関係をちょっとお聞かせ願いたい。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 通知カードと個人番号カードの表現の問題だと思いますけども、この通知カードは個人番号通知カードのことです。通称通知カードと言われておりますので、こういう表現にさせていただきました。通知カードと個人番号カードをより分かり易く区別するという意味で、通称の通知カードという表現でさせていただきますので、ご理解願います。

○産業課長（田村春夫君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（田村春夫君） それでは、田中議員さんの質問にお答えしたいと思います。

前回の常任委員会の時に私の方からもですね、説明不足があった点については大変申しわけなく思います。このホッケの養殖事業につきましては、前にですね田中議員の言うとおり個人の方がやっておりました。で、その時にですね、苦労されていたのがですね、自分でそのホッケの漁業をやっていたいなかったということで、そのホッケを養殖するための種苗を隣町から買って来ていたというふうになっております。最近ですね、そのホッケの種苗をですね購入するに当たって、なかなか隣町から買うこともできないと。厳しい状況が続いていたということでございます。で、昨年ですね、実際に今回事業をやる若手の漁業者グループがですね、実際に熊石地区で自分たちで底建て網でホッケ漁をしております。で、そのホッケをもとに養殖漁業をするということで、昨年ですね1年間実績を積んでおります。それで自分たちでも可能だということで、今回新たにですね、この事業に乗って2基整備して事業を拡大していきたいというものでありますので、よろしく願います。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 通知カードの件なんですけど。私はこの説明から聞くと、先ほども言ったんですけども、個人番号カードをつくる前段の町民の方に出す通知カードだという認識するんですよね。それは間違っていないですよね。ということは、2回行政の方ではそういうカードを作るために二度のカードがそこに存在しているというらまえ方で良いんですね。申しわけないんですけども、もう1回。それと条例の中で聞けばよかったんだ

けれども、最初作って失くした時、最初作る時には500円ですよ。再交付する時は800円かかりますよっていうとらまえ方でいいんですね。その辺ちょっと。違う。違ってたら。

それと、ホッケのことなんですけれどね、私は個人でやっても駄目なものは、その個人の方が補助金もらっているっていうことを聞いたんですけどね、で、個人でやっても駄目なものがその部会の方が、まあ背景は分かった。底刺し網で小さいホッケを持ってきて、そしてその蓄養の網で大きくして出荷するっていうのは分かったんだけど。果たしてさ、個人でやったものが、じゃあ養殖部会の部会ということになれば、まあやり方だと思うんですけども、成功するんだろうかって。我々そういう危惧をするんですよ。確かに課長がおっしゃったように、委員会ではその辺のことは誰も聞かなかったし、またそういう背景も我々分かんなかったもんですからね。じゃあ、この個人の方が辞めて、まあ説明受けて分かったけれども、辞めてそして養殖部会でそれらを営業していくって。ちょっと私はね、危険があるのかなと思うんですけどもね。今一度ちょっと、まあ今回の場合は委員会では、檜山振興局の方々が3人も入るからその辺の考え方は、危険度は少なくなろうかと思うんですけども。私は個人でやっても駄目なものはね、部会でやっても危険性があると思うんですよ。慎重にこの辺も我々委員会として注視していきたいと思います。なんとか成功裏にね、事業として成功裏に進むようにね。指導も町が124万某のお金入れるんだから、町費で。その辺をチェックしながらですね、この辺の事業化に向けて、町と養殖部会の方々と常にコンタクトをとりながら、成功裏に結びつけるように指導してやってください。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 通知カードと個人番号カードの関係ですけども。通知カードにつきましては、本年10月以降に全町民に配付されるカードのことでございます。そして改めて個人番号カードが必要な方は申請をして、個人番号カードを交付するということになります。それと交付手数料の関係ですけども、最初の交付につきましては通知カード及び個人カード共に無料という取り扱いになっております。で、再交付につきましては、通知カードの再交付が1件500円、個人番号カードの再交付が800円ということでございます。

○産業課長（田村春夫君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（田村春夫君） ホッケの養殖事業につきましてですけども。確かに当初ですね、個人の方がこの施設を整備するにあたって国の補助金をいただいて整備しております。この養殖の方につきましては、その個人の方がですね、実際にホッケを隣町の方から種苗を購入するときですね、今携わっている養殖部会の方々の船を借りて、その方々の手を借りて、実際に協力してもらってやってきたという実情にあります。そういうことから言いますと、今回やる団体の方々については、その個人の方がやっていた時も協力しましたし、昨年もですね、1年間自分たちで実際にやってみたという実績もあるという状

況でございます。で、今回のこの事業を実施するに当たりまして、檜山漁協の熊石支所内にですね、熊石地区漁業振興地域協議会というものを設置し、その事業内容についてはその協議会の中でですね、桧山地区の生産技術指導所の所長さんを初め、檜山振興局の水産課長さんにもですね、メンバーになって内容を協議していただいています。で、その内容をですね、檜山振興局の方に申請したところ認められたということでございますので。議員の心配することは最もでございますが、何とかこの事業を上手く活かして、地元の水産を少しでも何とかしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 誤解しないでください。私は別に反対をどうのこうのって、まあ家に帰れば、また田中が地元の産業のことでどうのこうのって議会で騒いでたって悪宣伝されるものですからね、その辺は誤解無いように。私も檜山漁協熊石支所に対しては、何とか水揚を増やしてほしいというのが一念でありますから。そういうことを申し伝えて終わりたいと思います。答弁はいりません。

○議長（能登谷正人君） 他にございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございせんか。

○1番（佐藤智子君） 討論要求。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） この補正予算、大事な部分が災害対策ですとかたくさん入っているんですけども、歳入も歳出も個人番号カード交付事業費が含まれており、特に歳出の社会保障税番号制度対応システム改修事業費1,252万円は一般会計から支出されており、交付税の裏打ちも不明確なため、マイナンバー制度は中止すべきという立場からこの補正予算には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第10 議案第10号平成27年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第10号平成27年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書27ページであります。この度の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,052万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億9,388万4,000円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書29ページの最下段であります。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1,052万4,000円の追加は、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金の平成26年度分が確定したため、その精算による返還金であります。

次に歳入であります。同じページの中段であります。9款、1項、1目繰越金1,052万4,000円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応しようとするものであります。

以上、議案第10号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第11号

○議長（能登谷正人君） 日程第11 議案第11号平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議案第 11 号平成 27 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

議案書 31 ページでございます。この度の補正は平成 26 年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に係る補正で、介護保険事業特別会計歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 1,508 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 16 億 436 万 5,000 円にしようとするものでございます。

それでは事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。議案書 33 ページの下段をご覧ください。5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金で 1,508 万 5,000 円の追加は、平成 26 年度の給付実績等が交付額を下回ったことによる返還金で、節説明欄記載のとおり、介護給付費国庫負担金 1,254 万 9,000 円、介護給付費交付金 138 万 3,000 円、地域支援事業国庫補助金 75 万 8,000 円、地域支援事業支援交付金 1 万 7,000 円、地域支援事業道補助金 37 万 8,000 円の返還が生じたための補正でございます。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。同じページの中段をご覧ください。8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金で 1,508 万 5,000 円の追加は、歳出の償還金に係る分を介護給付費準備基金により対応しようとするものでございます。

以上、議案第 11 号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 同意第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 同意第 1 号八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第1号八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は現教育委員でございます松永正実氏の任期が平成27年11月17日をもって満了となりますことから、再度同氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。同氏は議案書記載のとおり、八雲町上の湯173番地に在住で、昭和33年12月24日生まれの56歳であります。同氏は平成23年11月18日より現在まで教育委員として活躍をされておりました。教育に関する識見が高く、公正な立場で大局的な判断をなし得る方です。また、温厚にして誠実なお人柄でございます。教育委員として適任でありますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。八雲町上の湯173番地、松永正実さんを八雲町教育委員会委員として同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、松永正実さんを八雲町教育委員会委員として同意することに決定いたしました。

◎ 日程第13 諮問第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は現人権擁護委員である太田幸恵氏の任期が平成27年12月31日をもって満了となることから、後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めようとするものであります。太田委員におかれましては平成9年から18年もの長きにわたり、人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、今任期をもって退任されることから、新たに後任者を推薦しようとするものであり、後任として推薦する方は議案書記載のとおり、八雲町三杉町25番地114にお住まいの山中義廣氏で、昭和24年5月22日生まれの66歳であります。同氏は昭和48年3月、北海道教育大学釧路分校をご

卒業後、尻岸内中学校での勤務を皮切りに八雲町立黒岩中学校長、鹿部町立鹿部小学校校長、七重町立大中山中学校校長として勤務をされてきており、現在も八雲中学校のスクールカウンセラーとして、児童生徒の心理相談業務に従事されております。同氏は人格円満にして、信望も厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての使命を十分に発揮される方であると期待をしております。

従いまして、同氏を人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については質疑、討論を省略し直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、山中義廣さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 14 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 発議第 1 号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 1 号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について代表説明させていただきます。

将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、地方創生の深化に取り組むことが必要である。政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

1、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに、必要な財源を確保すること。2、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費1兆円」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。3、平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、

その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手のよいものにする。4、新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様、どうかよろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第15 発議第2号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○11番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） 発議第2号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書について。都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では、東京在住者の40.7%が地方への移住を検討している。または今後検討したいと回答している一方で、仕事がない、子育て環境が不十分、生活施設が少ない、交通手段が不便、医療機関が少ないなど、多くの問題点も存在している。

記1、ICT環境の充実にはWi-Fi環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線LAN環境の整備促進を図ること。2、平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。3、テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともに、セミナーの開催など、テレワーク普及啓発策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 16 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16 発議第 3 号「安全保障関連法案」の今国会成立に反対し、廃案を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 3 号安全保障関連法案の今国会成立に反対し、廃案を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

防衛省が安全保障関連法案の成立を前提に自衛隊の部隊編成計画まで記載している統合幕僚監部の内部文書が存在することを認めました。国民の反対世論や国会審議を無視した法案成立ありきの言語道断の暴走であり、安倍晋三政権の責任は極めて重大です。文言にはガイドライン及び平和安全法制関連法案を受けた今後の方向性と題する取り扱い厳重注意の文書もあり、戦争法案の 8 月成立、来年 2 月の施行を前提に 12 月には陸上自衛隊中部方面隊から南スーダン P K O に部隊を派遣し、来年 3 月からは駆けつけ警護など、新法制に基づく運用を始めるなどとした詳細な日程表まで記載されています。見過ごすことができないのは、同文書が陸・海・空自衛隊の各主要部隊の指揮官が参加した 5 月 26 日のビデオ会議で使用された説明資料だったということです。衆議院本会議で安全保障関連法案の質疑が始まったその日に、8 月の法案成立を前提にした計画を全自衛隊規模で徹底していたということであり、国会無視の暴走と言う他ありません。防衛省の説明によると、文書は法案の閣議決定翌日の 5 月 15 日に中谷防衛相が出した指示に基づいて作成されたといわれます。中谷氏は国会での追及に、国会の審議中に法案の内容を先取りするようなことは控えなければならない。中身の運用の検討は、当然法案が通った後の作業になると答弁しており、言っていることと実際に矛盾が生じております。自衛隊の最高指揮官である安倍首

相も責任を免れません。文書は、表題が示すように日米両政府が4月に合意したガイドラインと安全保障関連法案の関係を説明したものです。ガイドラインの内容には、既存の現行法制で実施可能なものと安保法案の成立を待つ必要があるものに分けられており、安保法案はガイドラインの実行法であることを示しています。さらに、新ガイドラインにさえ書かれていない米軍と自衛隊に係る政策や、運用面での調整を行う同盟調整メカニズムを常設し、その下に軍軍間の調整所を設置し、日米共同計画を策定すると明記しています。自衛隊を軍と表記し、日米共同指令部を創設するという、憲法に抵触する重大な内容を含んでいます。

よって、八雲町議会は、国民や国会を無視する現政権の姿勢の是正と、戦争する国づくりの先取りである自衛隊の暴走の徹底した真相究明、憲法を日米同盟に従属させる本質を持つ安全保障関連法案の廃案を強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○5番（三澤公雄君） 討論要求。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 今回のこの意見書は、前は残念ながら否決されたんですけども、言葉を変えてさらに今参議院が成立する目前ですので出されたと思って、私もそのことに賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、説明者が触れていた点とは違う観点からお話ししたいと思います。今、議論すべきは集団的自衛権行使の必要性という政策判断の話ではなく、やはり日本国憲法の解釈としてそれが許されるのかという憲法解釈の問題であると思います。なぜならば、近代国家の大前提は法の支配と立憲主義であります。なぜそれを大切にするかという、この法の支配と立憲主義の大切な機能の1つに、憲法や法の文言を解釈するその作業を通じて、意見が違う人たちとコミュニケーションを図り、多様な価値観、個性の人々との共存を図るということがあります。しかも、それをやる場は我々と同じこの議会である国会であります。考え方の違うものが言葉を駆使し合意点を見出そうと議論をする、合意点を見出そうとする上で拠り所となるのは法であり憲法であります。残念ながら今の安倍政治においては決定的に欠けるものがあります。それが国会の軽視と、言葉を軽んじるということです。

行政権のトップであるという総理の立場と、党総裁という立場を最大限に利用し、国会を全く機能させない立場にしている。勿論それは自民党の中にも責任はあるかもしれませんが、国権の最高機関は国会である。条例、その他条文を決める、その大切な国会という場を余りにも軽視しているし、そこでの答弁は一部始終、彼の言葉は非常に無責任であります。

例えば、今回の法案では自衛隊の海外活動範囲が拡大すれば隊員が犠牲になるのは明白であります。また他国民を殺傷する可能性も高まるのでありますけれども、首相は正面からそれには答えません。「戦争に巻き込まれることは絶対にない」。非常に綺麗な言葉を使うんですね。絶対にない。これは先ほど崩れた安全神話である原発と通じるものがあると思います。また、平和という言葉も非常に無責任な使い方をいたします。今回の法案も一括で9本でしたか、11本でしたか、まとめて出していますけれども。平和という言葉で一括りにしている。1937年、日本は東亜の平和維持。これはその時の政治の中心にいた大政翼賛会が使っていた言葉を新聞の見出しが採用した部分でございますが、日本は東亜の平和維持を掲げ、中国との本格戦争に突入いたしました。41年東亜永遠の平和を確立するために、対米戦争に踏み切った。その戦争に勝利したアメリカは1964年東南アジアにおける国際平和と安全の維持が国益と国際平和にとって死活的だとして、泥沼のベトナム戦争に介入していきました。このように言葉を軽んじるどころの行く末は、戦争に繋がっていくんです。今の安倍政治の行く先は非常に不安でたまらないし、それを止めるのは国会である場ではあるが、その国会を大切にしない。そういう姿勢を見た時に、議員の端くれである私は、やはり地方からでも大きな声を上げなければいけないと思います。

ぜひ、保守、革新、いろいろ立場はございますが、今安倍がやろうとしていることが民主主義を逸脱し、議会制民主主義を大切にしていないという姿勢は明らかでございますので、ぜひこの八雲町議会から間違っているぞ、という声を発信していただきたいと思っております。

以上で賛成の討論を終わります。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時24分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 17 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 発議第 4 号泊原発再稼働をやめ、再生可能エネルギーの本格的普及を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 4 号泊原発再稼働をやめ、再生可能エネルギーの本格的普及を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

福島原発事故から 4 年余りが経過したが、未だに 11 万人余りの福島県民が避難を強いられ、汚染水の流出も止まらず、事故の原因究明は収束の見通しさえ立っていません。原発と人間社会が共生できないことは明白であります。世論調査では 6 割前後の国民が反対しており、核のごみを安全に処理する技術は確立されていません。したがって、原発推進を断念し、再生可能エネルギーの本格的普及に切り替えるべきであります。

よって、八雲町議会は泊原発の再稼働をやめることを求めるものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 18 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 発議第 5 号子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第5号子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

お金がなくても子どもが医者にかかれるようにと医療費無料化を求める運動が広がり、北海道でも道の基準を上回って助成を拡大する市町村が107に上っています。子育て世代を応援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯止めをかける重要な制度であるだけでなく、子供の貧困が広がる中、いよいよ緊急課題になっています。経済的負担が軽くなることで病気の早期発見、治療が可能になり、重症化を防ぎ、医療費を抑制している効果も生まれています。国の制度を土台に自治体が上乘せをすれば、無料化はさらに充実させることができます。就学前の医療費を所得制限なしで無料化する国の制度の確立を求めます。また、子ども医療費の窓口負担を軽減している自治体に対し、国が罰則を科している問題について、政府、厚生労働省は検討の場を設ける考えを示しました。知事会も廃止を求め続けています。道理なき罰則は直ちに中止するように求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第19 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 発議第6号介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第6号介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書について、提出者を代表して説明をいたします。

本年4月から介護保険制度が、かつてない規模で制度の大幅な改革が行われました。要支援1、2の人を介護保険給付の対象から外して、市町村の地域支援事業の枠組みの中で「新しい総合事業」にまかせ、特別養護老人ホームに入所できる人を要介護3以上に限定するなど、利用者とその家族、高齢者から大きな不安の声が広がっています。

よって、以下の項目について国に求めるものです。1、新総合事業への移行にあたっては自治体の実情を勘案され、経過措置を大幅延長すること。2、要介護3以上の特別養護老人ホームの入所要件を大幅に改善すること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本件は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第20 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第20 発議第7号マイナンバー制度の実施中止・撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第7号マイナンバー制度の実施中止・撤回を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

今年10月からすべての市区町村では、住民票を持つ全員にマイナンバーを通知するカードを郵送することになっています。事業所は来年1月から従業員の給与からの税、社会保

除料の天引き手続き等に番号を使うことが義務づけられているため、従業員の配偶者、扶養家族の番号も勤め先に申告することになります。事業者は莫大な番号の管理を求められ、システムの変更、整備の費用や人的体制の確保が重い負担になっています。自治体職員の業務も過重になっています。個人情報の漏えいは先行して実施した国々で大きな社会問題になっています。情報を守る効果的なシステムは確立されていません。よって政府には、国民の理解が得られておらず、制度の弊害が明らかなマイナンバー制度の実施を中止・撤回することを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 21 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 発議第 8 号消費税 10%実施の中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○ 2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○ 2 番（横田喜世志君） 発議第 8 号消費税 10%実施の中止を求める意見書について、提案説明をいたします。

内閣府が発表した経済財政白書は消費税増税による消費の後退に加え、名目賃金が伸び悩む一方、消費者物価が上昇したことで雇用者所得がマイナスになり、消費が抑えられていることを回復の遅れの原因だと指摘しています。こうした実態を無視して、再来年 4 月からの消費税増税を実施することは、マイナス経済をさらに推し進めることにほかなりません。

よって、国民の暮らし安定を最優先し、経済と財政を立て直すために、消費税増税は中止することを強く求めます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 22 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 発議第 9 号生活保護削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 9 号生活保護削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

安倍内閣は社会保障充実のためなどという口実で消費税増税をしながら、生活保護費を相次いで削減し、さらに削減推進を強化しようとしています。今年 7 月からの住宅扶助費の削減強行により、多くの利用者が新たな苦難を強いられています。住宅扶助費削減は、安倍政権の社会保障費削減路線に基づく生活保護大削減の具体化の一環として強行されたものです。2016 年度から 18 年度にかけて、総額 190 億円の住宅扶助カットは、保護世帯の 3 割に当たる 44 万世帯が対象です。既に食費、水光熱費にあたる生活扶助費の 3 年連続引き下げが強行され、今年 11 月からは寒冷地の冬季加算の減額も行われようとしています。北海道など寒冷地では文字どおり命綱であり、これを容赦なく削減することは利用者の命と健康を削るに等しいものです。

よって、住宅扶助費削減を撤回し、冬季加算の削減計画と現在進めている生活扶助費削

減を直ちに中止することを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮り致します。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 23 発議第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23 発議第 10 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 発議第 10 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を含める意見書案について、提出者を代表し提案説明を行います。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。地域の特性に応じた森林の整備、保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 24 各常任委員会調査報告書

○議長（能登谷正人君） 日程第 24 各常任委員会調査報告書を一括議題といたします。

平成 27 年 7 月に行った視察研修の報告であります。報告書はお手元に配付のとおりであります。

本件については、これをもって報告済みとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告済みといたします。

◎ 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所掌事務のうち会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行う旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 日程第 26 議員派遣の件

○議長（能登谷正人君） 日程第 26 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については会議規則第 125 条第 1 項の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成 27 年第 3 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2 時 47 分〕